

第 1 3 号議案

東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員	月額 9,000円	
-----------------	-----------	--

(東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「44,270円」を「44,290円」に改め、同表に次のように加える。

学校運営協議会委員	月額 1,000円	
-----------	-----------	--

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。